

露地野菜・果樹・飼料作物などの生産者の皆様へ



## 農業資材(化学肥料・燃料)の低減に 繋がる機械導入を支援します！

諫早市では、露地野菜・果樹・飼料作物などの生産者を対象に、化学肥料や燃油を低減し生産性の向上に資する機械の導入に対し、補助金を支給いたします。

下記事項を確認いただき、ご希望の場合は市役所農業振興課へお申し込みください。

### 【対象と補助率】

- ・対象となる方：市内在住で露地野菜、果樹、飼料作物などの生産者(個人・法人)
- ・対象となる機械：側条施肥田植機、側条施肥機、収穫機、定植機、堆肥散布機、直進アシスト装置、スピードスプレー、ハロー、ドロップ、チップパー、モア自給飼料調製機械など
- ・補助率(額)：機械購入に係る費用の1/2以内(上限100万円)

### 【その他要件】

- ・市税に滞納がある方は申請できません。
- ・機械購入に際しては、全て入札を執り行っていただきますので、メーカー販売店を指定することはできません。
- ・機械購入代金については、一括でのお支払となります。
- ・申請後の内容の変更及び取り消しはできません。
- ・申請者多数の場合は、補助額が減額される場合があります。
- ・1申請につき機械1台限りとし、申請時の事業費下限を消費税込みで50万円とします。
- ・他の補助事業を活用し同種の機械を導入する場合は補助対象外となります。
- ・汎用性の高いトラクター、農業資材低減につながらない機械は補助対象外となります。

※これら全ての要件を了承いただける方が申請することができます

※裏面が申請書となっていますので、必要事項をご記入いただき、見積書、カタログを添えて申請ください。



申請期限：令和8年5月29日(金)  
提出先：諫早市農業振興課  
または各支所産業建設課

お問い合わせは  
諫早市役所 農業振興課 担当 山崎 原  
TEL 0957-22-1500 内線2311  
FAX 0957-22-2602